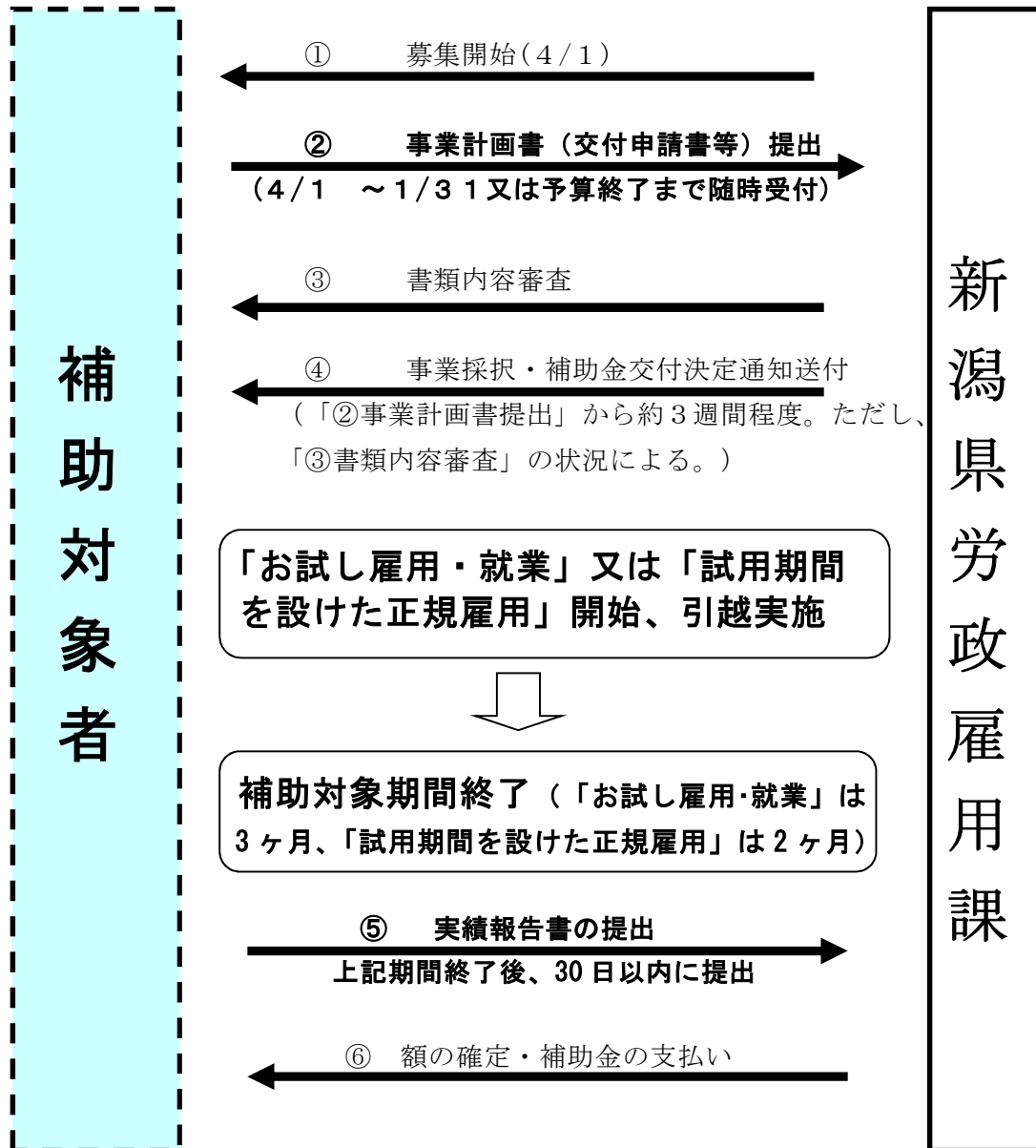


## UIJ ターン人材確保支援事業 FAQ

### 【 I 補助事業の流れ】

Q 1 : 申請から事業採択など、事業の流れを教えてください。

A 1 : 本事業の流れは以下のとおりです。



## 【Ⅱ 補助対象者】

Q1：社会福祉法人や医療法人は対象となりますか。

A1：法人の事業企画・運営などに資するUIJターン人材の採用を目的としたものであれば、対象となります。

Q2：本社が県外にある場合は、補助対象者にはならないでしょうか。

A2：県内に事務所又は事業所があれば、本社が県外に所在する場合も補助対象者となります。

Q3：別表1で補助対象にならないとされている、「お試し雇用・就業後に予定する正式採用が、上記以外の会社間において、あらかじめ一定の期間経過後に、元の会社に戻ることを前提として出向又は転籍するもの。」とは具体的にどのような内容でしょうか。

A3：例えば、A社とB社が、両者の人事交流等を目的として、あらかじめ数年後に元の会社に戻ることを予定した上で、A社の社員CをB社に出向又は転籍する場合です。

この場合は、A社とB社の出資関係に関わらず、補助対象事業となりません。

## 【Ⅲ UIJターン人材】

Q1：「UIJターン人材」とは、具体的にどのような人でしょうか。

A1：概ね5年以上、企業等での事業企画・運営などの実績を有し、かつ受入企業である補助対象者において事業創出力の強化に繋がるような活躍が期待できる方をいいます。

具体的なイメージは、以下のとおりです。

	人材イメージ	具体的な経験	過去の採用事例
経営人材・経営サポート人材	経営者や経営者を支える右腕として企業マネジメントに携わる人材(将来の経営幹部候補を含む)	企業経営や大手企業での事業部管理等のマネジメント経験者など	取引先の財務分析、新規事業進出のための市場分析、事業継承による業務拡大などの担当者として、証券アナリスト経験者を採用
販路開拓人材	新規事業や海外現地事業の立ち上げなど、企業にとって新たな販路を開拓し、売上増等の効果を生み出す人材	商社等での営業や新規事業の立ち上げ経験者、海外事業企画等のグローバルビジネスの経験者など	新商品開発と既存販路の拡大のため、マーケティング、ブランディングの実務経験を有する人材を採用 海外販路開拓のため、大手企業で海外取引の経験があり、語学堪能な人材を採用
事業再生人材	企業価値の向上に向けて、企業が抱える課題を解決(財務再構築、事業再編等)し、事業再生を推進する人材	金融機関のOB等で事業再生に係る案件をマネジメントとして手がけた経験を有する者など	営業人材の育成が課題であったため、営業と人材育成の経験者を営業部門の管理者として採用
生産性向上人材	開発や生産等の現場で新たな価値(改善による生産性向上、新たな製品開発に取り組む等)を生み出すことのできる人材	大企業の工場長等の経験者、技術者として開発リーダー等の経験者など	生産ラインの新設、既存設備の生産性向上のため、技術部門長経験者を採用 ソフトウェアの新規開発のため、SE及び開発チームのリーダー経験者を採用
その他の人材	受入企業で求められるスキルについて、概ね5年以上の職業経験を有していることを一つの目安として、受入企業の実情に応じて、「UIJターン人材」とみなすことができる人材	(欠員による人員補充や既存事業の拡充に伴う人員採用などは、UIJターン人材とは認められません。)	異分野の新規事業進出(飲食業)に当たり、店長及びエリア統括者候補としてホテルでのシェフ経験者を採用 経理部門の効率化、省力化のため、経理及び総務事務の経験が豊富な人材を採用

Q2：「補助対象者の役員の3親等以内の親族」における役員とは、具体的にはどういった役職でしょうか。

A2：法人の種類によりますが、例えば株式会社の場合は「取締役、会計参与、監査役」、社会福祉法人の場合は「理事、監事」となります。

Q3：在外邦人や外国人は対象となりますか。

A3：U I J ターン人材の要件を満たす場合は対象となります。

Q4：既に県内に転居している人材を対象として、本事業を実施することはできますか。

A4：原則として、本事業実施前に新潟県外に在住していた人材を対象としますが、県内への転居から概ね1年以内であり、転居後に正規雇用による就業がない場合は、本事業の対象とします。

Q5：U I J ターン人材はどのように見つけたらよいでしょうか。紹介してくれる仲介機関はありますか。

A5：以下の公的機関では、U I J ターンを希望する方の就職支援を行っておりますので、受入れを希望する人材が登録されている場合、ご紹介することができます。民間職業紹介事業者へ相談する方法もあります。

また、受入企業がU I J ターン人材を直接見つけていただいても構いません。

名称	事業内容	詳細情報	お問い合わせ先
ハローワーク	<p>国が所管している職業紹介事業を行う機関で、無料で職業紹介や就職支援のサービスを行っています。職業紹介とは、仕事を求めている「求職者」と人材を求めている「求人者(事業主)」からそれぞれ求職と求人者の申込みを受け、求職者と求人者の間に雇用関係(労働契約)が成立するように斡旋することを言います。</p> <p>※ハローワークでは公平性を担保するために、<u>特定地域の求職者を排除した求人を受理することができません。</u>よって、プロフェッショナル人材を求人する場合は、「新潟県にUIJターンする方のみ」等と対象者を限定することができませんので、<u>事業対象者以外の方の応募を排除できません。</u></p> <p>なお、「就職に当たり、UIJターンによって新潟県に就職される方を優先雇用します。」と求人票に記載することは可能です。</p>	<p><a href="https://jsite.mhlw.go.jp/niiigata-hellowork/">https://jsite.mhlw.go.jp/niiigata-hellowork/</a></p>	県内ハローワーク
にいがたUターン情報センター	<p>東京・表参道新潟館「ネスパス」内に設置したU・Iターン就職に関する相談窓口であり、県と国の一体的実施事業として、ハローワーク求人情報の提供と職業紹介を行っています。</p> <p>県内ハローワークで受理した求人情報は、センター内に設置した求人公開端末で閲覧し、紹介を受けることも可能です。</p>	<p><a href="https://www.niigata-uturn.jp/index.php">https://www.niigata-uturn.jp/index.php</a></p>	<p>にいがたUターン情報センター 03-5771-7713 開設時間/10:30~18:30 休業日/火曜日・祝日・年末年始</p>
新潟県プロフェッショナル人材戦略拠点	<p>新潟県が(公財)にいがた産業創造機構へ委託して設置した「新潟県プロフェッショナル人材戦略拠点」では、地域企業に対して、民間人材ビジネス事業者と連携し、プロ人材の採用を支援しています。</p> <p>マッチングの結果、採用に至った場合は、紹介に関する費用は有料となります。</p>	<p><a href="https://www.nico.or.jp/projinzai/">https://www.nico.or.jp/projinzai/</a></p>	<p>新潟県プロフェッショナル人材戦略拠点事務局:(公財)にいがた産業創造機構 025-246-0024 (月~金 9:00~17:30)</p>
新潟県U・Iターンコンシェルジュ	<p>新潟県が民間事業者に委託し、U・Iターンを希望する方に対して、転職支援や生活関連情報の提供などを実施する事業です。</p> <p>コンシェルジュは、県内企業の求人を開拓するとともに、利用登録をしたU・Iターン希望者に対し、職種や勤務地の希望に応じた県内企業とのマッチングを行います。コンシェルジュへの求人登録やU・Iターン希望者とのマッチング等に係る費用は無料です。</p>	<p><a href="https://www.niigata-uitc.com/">https://www.niigata-uitc.com/</a></p>	<p>新潟県U・Iターンコンシェルジュ事務局:(株)パソナ 025-374-7410 (月~金 9:00~17:30)</p>

Q6：A社とB氏は、補助金交付決定を受けた上で「お試し雇用・就業」を実施しましたが、結局、正式採用に至りませんでした。

この場合、補助金の交付を受けることは可能ですか。

また、A社とB氏による「お試し雇用・就業」終了後に、B氏が別のC社において「お試し雇用・就業」を行うこと、A社が別のD氏と「お試し雇用・就業」を行うことはできますか。

A6：「お試し雇用・就業」の結果、正式採用に至らなかった場合も補助金の交付を受けることができます。

また、正式採用に至らなかったB氏が、別の会社であるC社と「お試し雇用・就業」を行うこと、及び、A社が別のU I J ターン人材D氏と「お試し雇用・就業」を実施することは、それぞれ可能です。

ただし、A社が実施できる「お試し雇用・就業」及び「試用期間を設けた正規雇用」は計2人までとなります。

#### 【IV 補助事業内容】

Q1：3か月を超えた「お試し雇用・就業」を実施することはできますか。

A1：原則3か月以内としますが、個別事情によって最長6か月まで実施することは可能です。

あらかじめ3か月以上の期間が必要と考えられる場合は、交付申請の際に理由を付して申請してください。また、「お試し雇用・就業」開始後に期間延長が必要となった場合は、「お試し雇用・就業」終了日の2週間前までに変更交付申請を行ってください。

なお、「お試し雇用・就業」は交付決定を受けた年度の2月28日までに終了する必要があります。

Q2：「試用期間を設けた正規雇用」を9月1日に開始する予定ですが、当社の場合、試用期間を6か月としています。補助対象となりますか。

A2：補助対象となります。

ただし、補助期間は「就労開始日から2か月分まで」となるため、上記事例の場合、9月1日～10月31日までの2か月が補助期間となります。

なお、「試用期間を設けた正規雇用」における「試用期間」は交付決定を受けた年度の2月28日までに終了する必要があります。

Q3：「年間換算給与額300万円」の算定に当たって、300万円に含まれる内容は具体的にはどのようなものでしょうか。

A3：給料、手当、賞与その他名称を問わず、労働の対償として補助対象者がU I J ターン人材に支払うすべてのものとなります。

ただし、実費弁償的なもの（出張旅費など）や恩恵的に支給されるもの（退職金など）は労働の対償として支払ったものではないので含めません。

Q4：交付申請の時点で「お試し雇用・就業」又は「試用期間を設けた正規雇用」を開始した場合、補助対象となりますか。

A4：補助対象となりません。

原則、雇用開始の20日前までに交付申請書（様式第1号及び添付書類）を提出いただきます。

交付決定前に雇用契約を締結することは可能ですが、事業（UIJターン人材の雇用・就業）は交付決定日以降に開始した場合が補助対象となります。

交付申請を受け付けた後、約3週間を目処に結果をお知らせします（交付決定通知を送付）。ただし、申請書類に不備があれば、3週間以上を要する場合があります。

Q5：複数名の申請を希望していますが、注意点はありますか。

A5：1企業様あたり、2名までの申請が可能ですが、その人材の活用方法がそれぞれ異なっている必要があります。

Q6：「有料職業紹介事業者へ支払う人材紹介手数料」とは、具体的にはどのようなものですか。

A6：職業安定法（昭和22年法律第141号）第32条の3第1項第2号に規定する手数料又は職業安定法施行規則（昭和22年労働省令第12号）別表（20条関係）に規定する紹介手数料を指します。

具体的には、職業紹介に対する「成功報酬」や、特定の条件による特別の求職者開拓のための調査・探索に係る「着手金」・「活動費」等です。

上記人材紹介手数料が有料職業紹介事業者から返還された場合、当該部分は「補助対象外」となるため、補助金相当額を返還していただきます。

Q7：補助対象となったUIJターン人材が、「移住支援金」を申請することはできますか。

A7：移住支援金の申請は可能です。

ただし、当補助金の補助対象となったUIJターン人材が、移住支援金の対象者の場合、「引越費用等」は当補助金の対象外となります。

## 【V 提出書類について】

### 1 交付申請にかかるもの

Q1：「法人登記簿謄本」に「過去〇ヶ月以内を取得したもの」といった、制限はありますか。

A1：特に制限はありませんが、交付申請時点での役員が登記されているものとします。

## 2 実績報告にかかるもの

Q1：添付書類のうち、「給与については、U I Jターン人材に対する支給が確認できる書類」について教えてください。

A1：給与については、賃金台帳、給与明細等です。

Q2：「U I Jターン人材が県内に移住したことを証明する書類」とは、どのようなものでしょうか。

A2：住民票の写しの提出が原則ですが、住民票を県外から県内へ移していない場合は、本事業実施期間中に居住した住宅に係る賃貸借契約書や、電力・水道の使用開始承認通知等、当該期間中に県内に居住したことが証明できる書類を提出してください。

### 【VI 採択予定件数】

Q1：採択予定件数は何件ですか。

A1：事業予算の範囲内で、予算の執行状況を確認しつつ、可能な限り多くの支援を行います。現時点では、13件程度の支援を行う予定です。